告示

○金融庁告示第三十六号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第一項の規定により、シティバンク銀行株式会社に対し、業務の一部停止を命じたので、銀行法第五十六条第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月十五日

金融庁長官　三國谷勝範

一　業務の一部停止の範囲

平成二十一年七月十五日から平成二十一年八月十四日までの間、個人金融部門におけるすべての取扱商品に係る販売業務（広告、宣伝及び勧誘を含む。）を停止すること。ただし、顧客から自発的な意思表示があり、かつ、そのような意思表示であることが客観的に認められる場合の販売業務（商品説明を含む。）は妨げない。

二　命令発出日

平成二十一年六月二十六日

○法務省告示第三百三十五号

兵庫県南あわじ市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十一年七月十五日

法務大臣　森　英介

兵庫県三原郡阿万亀岡東組二百二十四番地の二

赤山　平治

○財務省告示第二百四十七号

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）第二条第一項及び第三項に基づき、同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件（平成十七年三月財務省告示第七十三号）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月二十一日から適用する。

平成二十一年七月十五日

財務大臣　与謝野　馨

表供託法（明治三十二年法律第十五号）第一条の規定により保管する供託金の項中「、横浜地方法務局鎌倉出張所」を削る。

○厚生労働省告示第三百六十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項及び第三十条第三項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

別表第一の一の注一中「事業所以下」を「事業所（以下」に改める。

別表第二の一の注九中「において」を「において」に改める。

別表第五の一の注一中「からホまで」を「及びロ」に、「又はのぞみの園」を「、のぞみの園」に改め、「施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護」の下に「又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）」を加え、同注一のただし書中「指定生活介護事業所」の下に「、特定基準該当障害福祉サービス事業所」を加え、同注三中「、指定障害福祉サービス基準第93条」の下に「若しくは第223条第一項」を「をいう。）」の下に「、特定基準該当障害福祉サービス計画（指定障害福祉サービス基準第223条第一項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第一項に規定する特定基準該当障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。）（特定基準該当生活介護に係る計画に限る。）」を加える。

別表第五の二の注一及び注二中「指定生活介護等（指定生活介護」の下に「若しくは特定基準該当生活介護」を加え、「もの又は」を「もの」に、「若しくはのぞみの園」を「又はのぞみの園」に改め、「設置する指定生活介護事業所」の下に「、特定基準該当障害福祉サービス事業所」を加え、同注三中「指定生活介護事業所」の下に「、特定基準該当障害福祉サービス事業所」を加える。

別表第五の三の注一中「第78条第一項第二号」の下に「、第220条第一項第四号」を「届け出た指定生活介護事業所」の下に「、特定基準該当障害福祉サービス事業所」を加える。

別表第五の四の注中「若しくは指定障害福祉サービス基準附則第四条」を「、第220条若しくは附則第四条」に、「指定障害者支援施設基準附則第三条」を「附則第三条」に改める。

別表第五の六の注中「若しくは指定障害福祉サービス基準附則第四条」を「、第220条若しくは附則第四条」に、「指定障害者支援施設基準附則第三条」に改める。

別表第五の八の注中「を作成」を「が作成」に改め、同⑤中「指定相談支援事業者」の下に「（法第32条第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

別表第六の一のイ及びロの(1)から(3)まで中「雇用定員」の下に「が」を加える。

別表第六の一の注一中「又は指定障害福祉サービス基準第112条又は第113条」を「、指定障害福祉サービス基準第112条若しくは第113条」に改め、「基準該当児童デイサービスの提供を行った場合」の下に「又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当児童デイサービス（以下「特定基準該当児童デイサービス」という。）の提供を行った場合」を加え、同注三(2)中「又は基準該当児童デイサービス（）を「、基準該当児童デイサービス又は特定基準該当児童デイサービス（）」に、「又は第111条」を「、第111条又は第223条第一項」に、「同じ。）」を「同じ。）又は」に、「同じ。）が」を「同じ。）又は特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当児童デイサービスに係る計画に限る。２において同じ。）が」に改め、同注五中「指定児童デイサービス事業所」の下に「又は特定基準該当障害福祉サービス事業所」を加え、「若しくは指定障害福祉サービス事業所」を「指定児童デイサービス等を行った」に改める。

別表第六の二の注中「又は基準該当児童デイサービス事業所」を「、基準該当児童デイサービス事業所」に改め、「を除く。）」の下に「又は特定基準該当障害福祉サービス事業所」を加え、「若しくは指定障害福祉サービス基準第108条又は指定障害福祉サービス基準附則第５条第１項若しくは指定障害福祉サービス基準」を「、第108条、第220条、附則第５条第１項又は」に改め、「基準該当児童デイサービス計画」の下に「、特定基準該当障害福祉サービス計画」を加える。

別表第六の六の注一中「又は指定障害福祉サービス基準」を「若しくは」に改め、「指導員」の下に「又は指定障害福祉サービス基準第220条第１項第４号の規定により置くべき生活支援員」を、「指定児童デイサービス事業所」の下に「又は特定基準該当障害福祉サービス事業所」を、「、指定児童デイサービス」の下に「又は特定基準該当児童デイサービス事業所」を加え、同注二中「指定児童デイサービス事業所」を、「、指定児童デイサービス」の下に「又は特定基準該当児童デイサービス」を加える。

別表第六の七の注一中「指定児童デイサービス事業所等」の下に「（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。注２において同じ。）」を加える。

別表第七の一の注三中「（注４において「障害児」という。）」を「、「程度の区分」の下に「（以下「障害児の障害の程度の区分」という。）」を加え、同注七中「厚生労働大臣の」を「厚生労働大臣が」に改める。

別表第七の六の注一中「嗜好」を「嗜好」に改める。

別表第九の一の注四中「以外の指定共同生活介護事業所及び」を「又は」に改め「以下同じ。）」の下に「以外の指定共同生活介護事業所」を加え、同注七中「（指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）」を加える。

別表第十の一の注一中「障害福祉体制」を「障害福祉サービスの提供体制」に改める。

別表第十の三の注一中「指定障害者支援施設基準附則第３条」を「附則第３条」に改め、同注２中「さらに」を「さらに」に改め、同注３中「指定障害者支援施設基準附則第３条」を「附則第３条」に改める。

別表第十一の一の注一中「指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。以下同じ。）」の下に「、特定基準該当障害福祉サービス事業所」を加え、「又はのぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）（以下「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）」に改め「設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所」の下に「、特定基準該当障害福祉サービス事業所」を加え、同注４(2)中「第162条」の下に「若しくは第223条第１項」を「計画等」の下に「又は特定基準該当障害福祉サービス事業所」を、「、指定児童デイサービス」の下に「又は特定基準該当児童デイサービス」を加える。

別表第十一の一の２の注中「第１号のニ」の下に「若しくは第220条第１項第４号」を加える。

別表第十一の２及び４の注中「第156条」の下に「若しくは第220条」を加える。